

岬町告示第3号

町道路線の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

また、その関係図面は、同項及び道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第2条の規定により、令和8年1月6日から14日間、岬町都市整備部土木課において、一般の縦覧に供する。

令和8年1月6日

岬町長 田代堯

路線番号	路線名	旧 起点 終点	敷地の幅員 (m)	敷地の延長 (m)
		新 起点 終点		
0007	西畠線	多奈川西畠696 多奈川西畠786	2.70～14.80	683.4
		多奈川西畠696 多奈川西畠786	8.30～19.15	750.0